

9 砂防行政

(1) 直轄砂防事務所

長野県を所管する6直轄砂防事務所に令和2年現在の事務所概況を寄稿していただいた。

①寄稿の内容

- ・事務所の概要
- ・事業のいまと展望
- ・管内図（略図）

②掲載順

北陸地方整備局	松本砂防事務所 湯沢砂防事務所
中部地方整備局	天竜川上流河川事務所 多治見砂防国道事務所
関東地方整備局	富士川砂防事務所 利根川水系砂防事務所

国土交通省 北陸地方整備局 松本砂防事務所

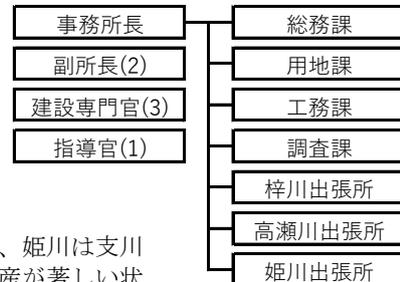
所在地: 〒390-0803 長野県松本市元町1-8-28
代表TEL: 0263-33-1115 FAX: 0263-33-6086

1 事務所の概要

松本砂防事務所では、長野県松本市、大町市、白馬村、小谷村、並びに新潟県糸魚川市を事業エリアとし、信濃川上流域の梓川、高瀬川で砂防事業の調査及び工事を「信濃川上流水系直轄砂防事業」として、また姫川流域においては「姫川水系直轄砂防事業」として、地域や流域の安全度を向上させるとともに、魅力ある地域づくりや観光資源の保全などを目的として事業を実施しています。

信濃川上流域は、古くから斜面の浸食と土砂生産が著しく、また、姫川は支川に日本三大崩れに数えられる稗田山の崩壊地を抱え、今なお土砂生産が著しい状況にあり、荒廃溪流を多数抱えています。

【組織概略図】 R2.4.1現在



2 事業のいまと展望

梓川上流に位置する上高地は、年間約120万人の観光客や登山者が訪れる山岳景勝地である一方、過去から土石流や土砂・洪水氾濫による災害が発生しています。こうした土砂災害を防ぎ観光地を守るため、八右衛門沢をはじめとする支川での溪流整備を推進するほか、梓川本川での河床上昇対策計画の立案や整備を進めていきます。

また、姫川流域においては、姫川に沿って走る国道148号やJR大糸線は、糸魚川市と松本市とを結ぶ主要観光ルートであるとともに、日本海側から太平洋側への経済ルートです。さらに、北アルプスを中心とした観光・リゾート施設が広がり、重要な観光資源である一方、平成7年7月の姫川災害や平成8年12月の蒲原沢土石流災害など甚大な災害が幾度となく発生しています。こうした土砂災害から重要交通網及び観光資源、地域住民の安全を確保するため、平川、松川、浦川等において、継続的に砂防施設の整備を進めていきます。

3 管内図 (略図)

<信濃川上流水系>



<姫川水系>



国土交通省 北陸地方整備局 湯沢砂防事務所

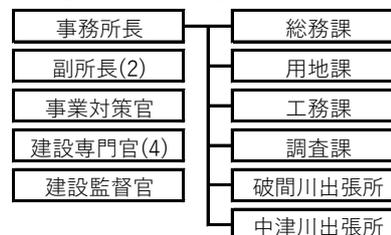
所在地: 〒949-6102 新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立23
代表TEL: 025-784-2263 FAX: 025-784-1729

1 事務所の概要

湯沢砂防事務所は、信濃川中流域の魚野川・清津川・中津川等において「信濃川下流直轄砂防事業」として砂防事業を実施しています。管内の流域は約2,200km²で、新潟県南魚沼地方を主として一部長野県を管内とし、関係市町村が11にも及ぶ、直轄の砂防関係事務所では全国一の区域を担当しています。

当事務所は、昭和10年9月25日の魚沼地方を襲った暴風雨による大災害を契機に、昭和12年魚野川上流部及び下流左支田河川等の直轄による砂防工事を推進するため新潟県南魚沼郡六日町（現南魚沼市）に内務省新潟土木出張所魚野川砂防工場として開設されたのを前身とし、今日に至っています。

【組織概略図】 R2.4.1現在



2 事業のいまと展望

湯沢砂防事務所では、長野県栄村を流れる信濃川水系中津川流域において砂防事業を実施しています。中津川流域は、苗場山、鳥甲山等の火山活動に伴う火山噴出物による非常に脆弱な地質で構成されているため、地形が急峻な所では絶えず崩壊が繰り返され、大量の土砂が生産・流出しています。近年では平成27年9月の台風第18号による出水で溪岸浸食に伴った斜面崩壊が発生しています。

現在、栄村上野原地区において中津川上流砂防堰堤群として砂防堰堤2基及び溪流保全工を、屋敷地区において溪岸浸食・河床洗堀抑制のため秋山郷床固工群の整備を鋭意推進中です。

引き続き砂防施設の整備、既設砂防堰堤を改良するなどの有効活用策も進め、土砂災害に対する安全度を向上させていきます。

3 管内図（略図）



国土交通省 中部地方整備局 天竜川上流河川事務所

所在地: 〒399-4114 長野県駒ヶ根市上穂南7-10
代表TEL:0265-81-6411 FAX:0265-81-6419

【組織概略図】 R2.4.1現在

1 事務所の概要

天竜川上流河川事務所は、天竜川流域（長野県内）において、河川事業・砂防事業・地すべり対策事業を行っています。

砂防事業は、昭和12年の小渋川流域を始まりとして三峰川流域、遠山川流域、5つの溪流からなる竜西流域の4流域で実施しています。

地すべり対策事業は、昭和63年から此田地区（飯田市）で、令和元年度から天竜川中流地区（阿南町・天龍村）で実施しています。入谷地区（大鹿村）は、平成30年3月に概成しました。

事務所長	総務課
副所長(3)	経理課
契約事務管理官	用地課
工物品質管理官	工務課
事業対策官	品質確保課
建設専門官(4)	調査課
保全対策官	砂防調査課
上席専門職	管理課
	伊那出張所
	駒ヶ根出張所
	飯田河川出張所
	小渋川砂防出張所
	三峰川砂防出張所
	飯島砂防出張所
	遠山川砂防出張所

2 事業のいまと展望

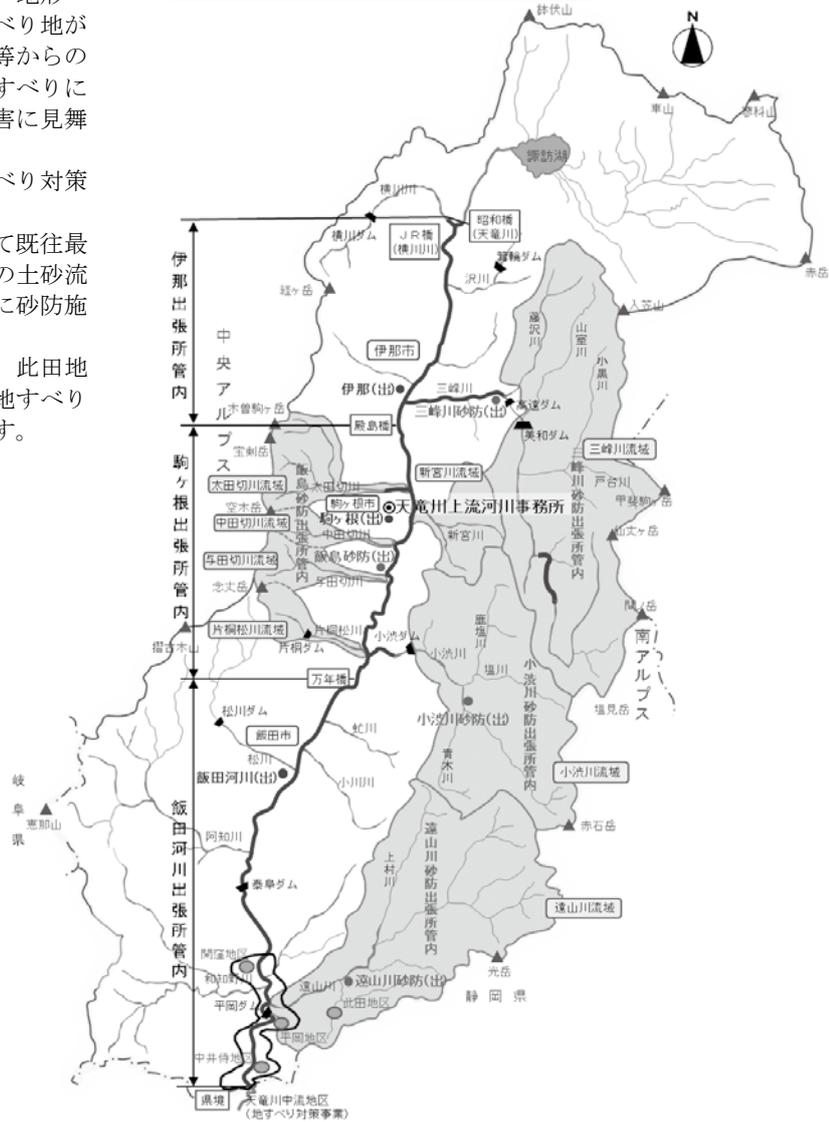
天竜川流域（長野県内）は、地形・地質の特徴から荒廃地や地すべり地が広く分布しており、大崩壊地等からの大量の土砂流出や大規模な地すべりにより、過去から多くの土砂災害に見舞われてきました。

このため、砂防施設や地すべり対策施設の整備を進めてきました。

砂防事業は、中期計画として既往最大（昭和36年）の土砂生産での土砂流出でも地域が安全となるように砂防施設の整備を進めています。

また、地すべり対策事業は、此田地区と天竜川中流地区において地すべり対策施設の整備を進めています。

3 管内図（略図）



国土交通省 中部地方整備局 多治見砂防国道事務所

所在地:〒507-0023 岐阜県多治見市小田町4丁目8-6
代表TEL:0572-25-8020 FAX:0572-25-7994

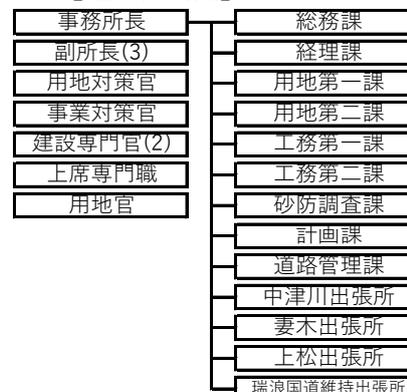
1 事務所の概要

多治見砂防国道事務所は、岐阜県多治見市に位置し、砂防事業と道路事業、及び御嶽山火山噴火に係る減災対策を実施しています。

砂防事業では、木曾川上流域の7支川等の流域面積538.0km²及び庄内川（土岐川）の7支川等の流域面積149.7km²に係る事業を行っており、長野県では、南部の上松町、大桑村、南木曾町において実施しています。

当事務所は、昭和7年8月の中津川市を襲った集中豪雨による大災害を契機として、昭和12年中津川、子野川、落合川の直轄による砂防工事を推進するため中津町に内務省名古屋土木事務所 中津川砂防工場として開設されたのを前身とし、今日に至っています。

【組織概略図】 R2.4.1現在



2 事業のいまと展望

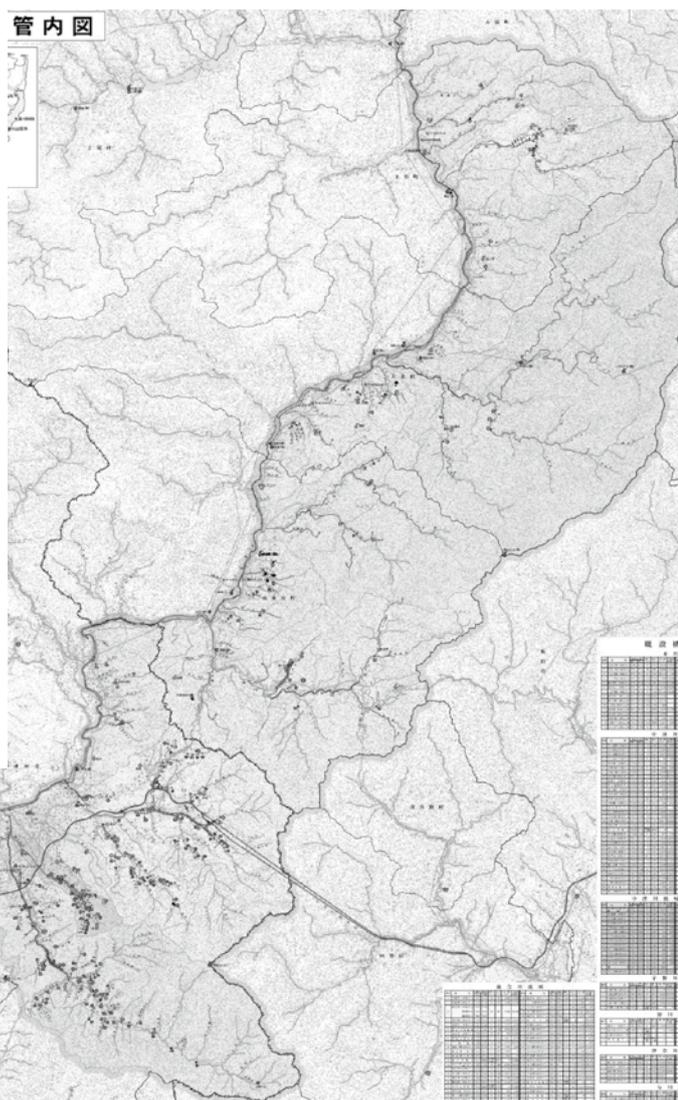
ここ木曾谷においては、3,000m級の山脈を擁する中央アルプスの急峻かつ脆弱な地質が分布しており、山腹の至る所で、土砂崩壊が発生しております。

また、木曾川沿いには、JR中央線や国道19号などの重要交通網が整備され、平地が無く、集落は山の麓の限られた範囲に集中しているといった地域特性を有しているところです。

そのため、今後も土石流などの災害から地域を守るため計画的に砂防施設を整備していきます。また既存の砂防施設を長期にわたりその機能を維持できるよう、維持管理や修繕等を行ってまいります。

それから、上記ハード的な対策の他、関係機関と連携した災害対応の体制の整備、TEC-FORCEの体制や機能の拡充、継続した防災教育の実施など、ソフト対策も併せて実施してまいります。

3 管内図（木曾川砂防管内略図）



国土交通省 関東地方整備局 富士川砂防事務所

所在地: 〒400-0027 山梨県甲府市富士見2-12-16
代表TEL: 055-252-7108 FAX: 055-252-1956

1 事務所の概要

富士川砂防事務所は、富士川水系のうち、南アルプスを水源とする釜無川上流域及び早川流域の砂防事業を担当しています。

釜無川上流部は急峻な崖が両岸とも山稜まで続く深い谷になっており、糸魚川―静岡構造線が位置し大小の断層が交錯しているため、極めて脆い地質構造となっています。

過去に釜無川の支流（流川・神宮川、尾白川、大武川、小武川）では昭和34年・57年に大規模な土砂災害が発生しています。

そのため、当事務所は管内各市町村における土石流等による災害防止のほか、富士川本川へ一度に大量の土砂が流れ出すことを少なくし川底の上昇を抑え、土砂・洪水氾濫を防ぐことで流域市町や下流沿川住民を守り、安全・安心の確保に努めています。

【組織概略図】 R2.4.1現在



2 事業のいまと展望

富士川直轄砂防事業は、根幹的な土砂災害対策施設の整備、要配慮者利用施設を保全するための施設整備、総合的な土砂災害対策を推進の3つを基本方針として事業を実施しています。

施設整備の一例として、長野県内では、当事務所釜無川出張所管内において武智川下流床固群（長野県諏訪郡富士見町）の整備等を行っています。床固群の整備により河床や河岸を安定させることで、沿川集落の安全性を向上させることを目的としています。

また、総合的な土砂災害対策につきましては、大規模土砂災害発生時における県及び市町と連携した危機管理体制の強化や情報提供のためのシステム整備等のソフト対策を引き続き推進しています。

今後も引き続き、着実な施設整備を図るとともに、県・関係市町と連携したソフト対策を幅広く実施するなど、ソフト対策・ハード対策両輪となって、地域への安全・安心の構築に努めてまいります。

3 管内図（略図）



国土交通省 関東地方整備局 利根川水系砂防事務所

所在地:〒377-8566 群馬県渋川市渋川121-1

代表TEL:0279-22-4177 FAX:0279-23-4791

1 事務所の概要

利根川水系砂防事務所は、昭和10年利根川の支川烏川流域（群馬県）における豪雨災害を機に、翌年、前身の事務所を開設し、砂防事業に着手しています。その後、カスリーン台風後の昭和24年に現在の渋川に事務所を移転し、利根川上流域の片品川、吾妻川、神流川を事業区域に編入し、昭和62年度から草津白根山と浅間山の火山調査を開始し、平成7年度から譲原地すべり事業に着手しています。さらに、平成24年度には、浅間山の直轄事業化に伴い火山噴火緊急減災対策事業に着手し、現地には浅間山出張所（現在は御代田町内）を開設し、群馬県側・長野県側も一体となった火山砂防対策を進めています。

【組織概略図】 R2.4.1現在



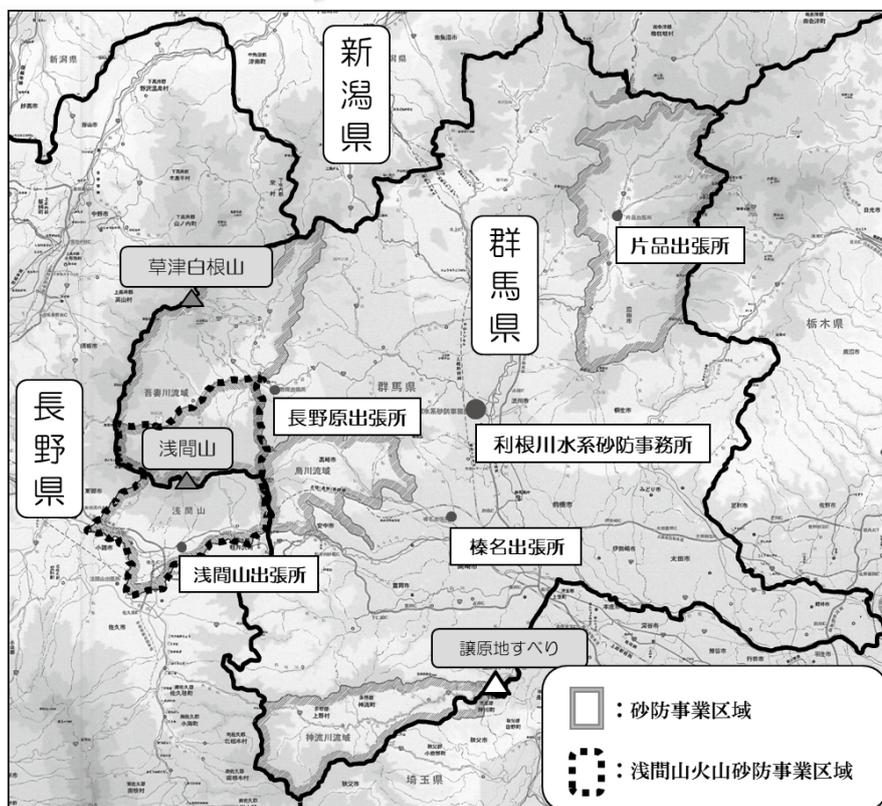
2 事業のいまと展望

長野県内で行っている浅間山の火山噴火緊急減災対策事業は、平成24年から直轄事業化に伴い事務所の所掌事務に組み込まれ、工事を開始しています。この事業は、浅間山の南麓8溪流を対象として、平時から整備する「基本対策」（砂防堰堤の整備、大型コンクリートブロックの備蓄など）と噴火時または噴火前兆現象の確認時に機動的な対応を図る「緊急対策」（除石、ブロック堰堤等の整備）とに構成され、効果的かつ効率的に実施する事業としています。

現在、蛇堀川、濁川、千ヶ滝西沢、大窪沢川において砂防堰堤等の工事に着手し、ストックヤードの整備を実施しています。今後、船ヶ沢川西・東、大日向川、千ヶ滝沢川の工事に着手し、事業を進めてまいります。

また、草津白根山の火山砂防事業は、火山噴火緊急減災対策計画を策定し、噴火の際は、長野県砂防課等と調整を図り連携して、緊急減災対策を進めてまいります。

3 管内図（略図）



(2) 長野県建設部の沿革

明治9年長野県内務部土木課が設置され、土木行政が開始された。昭和8年に土木部となり、以降組織が拡充され、平成20年には土木部と住宅部を統合、建設部と改称し現在に至っている。

(3) 砂防課の推移

明治30年、砂防法が制定されたことにより、県も国からの補助を得て砂防工事ができるようになった。

本県においては、翌31年、国から引き継いだ牛伏川の砂防工事が補助事業の始まりである。当時の県土木部の機構は、内務部土木課のもとに下部行政機関として、明治19年の土木条例により県下数地区に設けられていた監督区があり、第一・第二監督区などと呼ばれていた。

明治40年、監督区は工区制度に改正され、長野工区などと呼ばれた。その後各工区の事業量などにより、しばしばその組織は改変されたりしたが、昭和8年土木部が設置された時まで、この工区制度は存続した。

昭和8年、土木行政の強力な独立体制を図り、事業量の増大に対処するため、新たに土木部が設置され、監理、道路及び河川の三課が置かれるとともに、各部の工区を土木出張所と改称し、工区の主幹は所長となった。

この機構改革により、砂防行政は河川課砂防係が担当することになった。昭和13年8月、内務省土木局に砂防を担当する第3技術課が新設され、翌14年には土木部在置の地方庁で年額30万円以上の補助砂防事業を施行する府県には砂防課を設置するよう土木局長から当該地方長官に要望が出された。この結果、本県をはじめとする2府県に砂防課が新設されたのである。

本県砂防課の発足は、昭和14年3月1日であり、従来の河川から独立して砂防課となり、その組織人員は庶務、技術の2係制、課長以下8名であった。

5係制になったのは昭和47年からであり、砂防関係事業の拡充や、新しい分野への展開等に対応して整備されてきた。平成14年に砂防第一係と砂防第二係が砂防係となり、4係体制で、現在に至っている。

この間、昭和60年7月に発生した地附山の災害に対応するため、課長級の地すべり対策幹が設けられたが、平成9年に湯谷団地損害賠償請求訴訟判決が確定し、平成11年には松寿荘被害者との和解成立を受け、平成12年4月1日で廃止された。また、地附山災害復旧事業の終結とともに係長級の地すべり技術専門員は平成元年4月1日で廃止された。

建設部の沿革

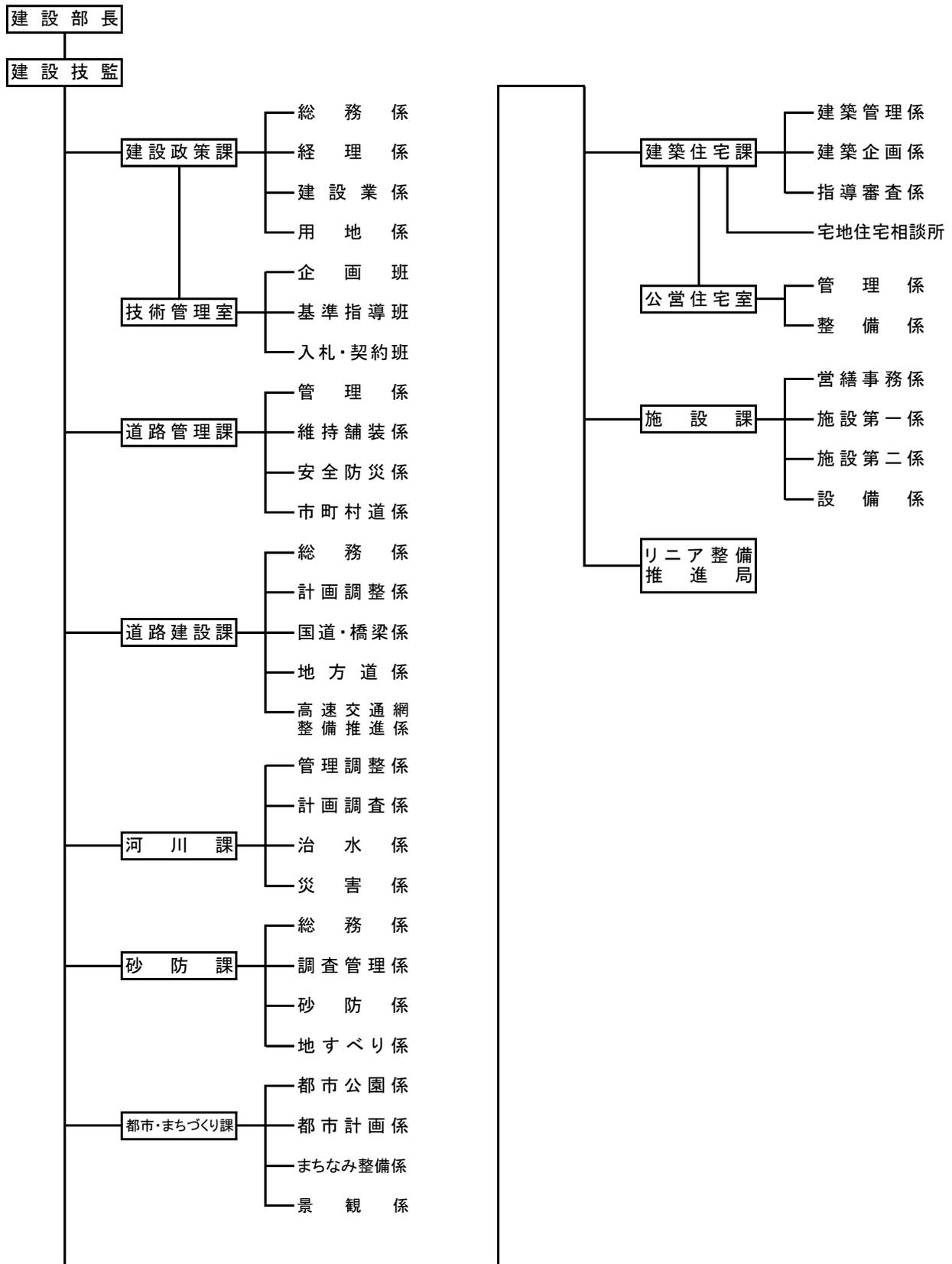
明治19年	土木工事監督区設置
44年1月6日	土木工事監督区を土木工区に改称
昭和8年7月1日	臼田、岩村田、上田、諏訪、伊那、飯田、福島、松本、豊科、大町、屋代、篠ノ井、長野、須坂、中野、飯山土木出張所設置
8年9月22日	土木部となり監理課、道路課、河川課を設置
14年3月1日	砂防課を設置
14年6月8日	犀川砂防事務所を設置
17年4月1日	土尻川及び姫川砂防事務所を設置
22年6月26日	本庁組織を次のように定める 監理課、道路課、河川課、砂防課、建築課、観光課
25年2月1日	土木出張所を建設事務所に改称
25年4月17日	都市計画課を設置
26年7月16日	観光課を商工部へ移管
29年5月1日	奈良井川改良事務所を設置
36年4月1日	企画調査課を設置
38年5月15日	企画調査課を廃止 道路課を道路維持課、道路建設課に分割

昭和41年11月16日	飯田中央道事務所を設置
42年4月1日	福島建設事務所を木曾建設事務所に改称 岩村田 // 佐久 // 屋代 // 更埴 //
42年5月4日	伊那中央道事務所を設置
42年7月1日	松川ダム建設調査事務所を設置
43年4月1日	諏訪中央道事務所を設置
44年4月2日	篠ノ井建設事務所を廃止 松川ダム建設調査事務所設置を松川ダム建設事務所に改称
44年6月1日	住宅部を設置（建築管理課、住宅建設課、施設課の3課体制） 15地方事務所に商工建築課を設置
45年4月1日	裾花ダム管理事務所を設置
46年7月16日	高速道課を設置 諏訪湖工事事務所を設置
47年4月1日	河川開発課を設置
48年4月1日	長野立体交差工事事務所を設置 飯田建設事務所南部支所を設置
48年11月1日	伊那中央道事務所を廃止 松本中央道事務所を設置
49年4月1日	裾花ダム管理事務所を長野建設事務所に付置 飯田中央道事務所を廃止 長野中央道事務所を設置
50年5月6日	松川ダム建設事務所を松川ダム管理事務所に改称し、飯田建設事務所に付置 北佐久、上小、諏訪、上伊那、下伊那、松筑、長野の7地方事務所の商工建築課を再編 し、建築課を設置
53年4月1日	下水道課を設置 住宅建設課を住宅課に改称
54年4月1日	諏訪中央道事務所を廃止
54年10月1日	諏訪湖工事事務所を諏訪湖流域下水道事務所に改称
55年12月1日	高速道課を高速道局に改称 長野、松本中央道事務所を、長野、松本高速道事務所に改称 松本中央道事務所岡谷支所を岡谷高速道事務所に改称 佐久高速道事務所を設置し、佐久建設事務所に付置
56年4月1日	上伊那ダム建設事務所を伊那建設事務所に付置
57年4月1日	都市計画課と下水道課を都市・下水道課に統合 長野立体交差工事事務所を廃止 佐久高速道事務所を単独事務所に格上
59年3月31日	岡谷高速道事務所を廃止
59年4月1日	豊科高速道事務所を設置
60年10月7日	千曲川流域下水道事務所を長野建設事務所に付置
61年4月1日	千曲川流域下水道事務所を単独事務所に格上 筑北高速道事務所を設置 奈良井川改良事務所を松本建設事務所に付置
62年3月31日	松本高速道事務所を廃止
62年4月1日	中野高速道事務所を設置
63年3月31日	佐久高速道事務所を廃止
63年4月1日	小諸高速道事務所を設置

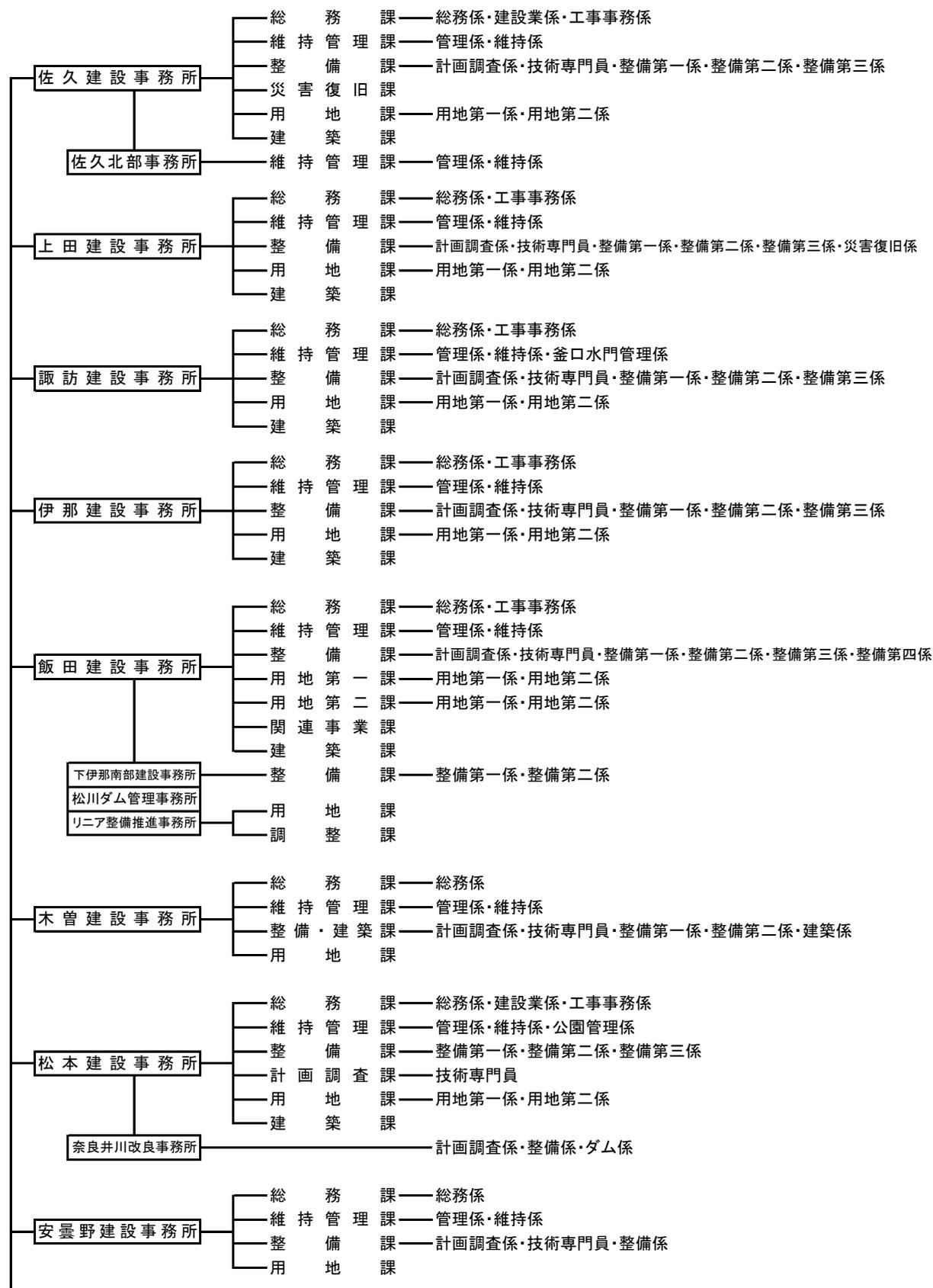
平成元年 3月31日	豊科高速道事務所を廃止 筑北高速道事務所を廃止
元年 4月 1日	都市・下水道課を都市計画課、下水道課に分別 信濃高速道事務所を設置
2年 4月 1日	空港建設局を設置 松本空港建設事務所を設置
3年 3月31日	諏訪湖流域下水道事務所を廃止
3年 4月 1日	技術管理室を監理課に付置
3年 8月23日	北陸新幹線局を設置 佐久新幹線事務所を設置 上田 // 更埴 // 長野 //
4年 4月 1日	景観室を建築管理課に付置
5年 3月31日	上伊那ダム建設事務所を廃止 長野高速道事務所を廃止
5年 4月 1日	浅川ダム建設事務所を長野建設事務所に付置
6年 3月31日	小諸高速道事務所を廃止 信濃高速道事務所を廃止
7年 3月31日	空港建設局を廃止 中野高速道事務所を廃止 上田 // 松本空港建設事務所を廃止 更埴新幹線事務所を廃止
8年 3月31日	佐久新幹線事務所を廃止 上田 // 長野 //
8年 4月 1日	筑北ダム建設事務所を松本建設事務所に付置
10年 3月31日	北陸新幹線局を廃止
10年 7月 1日	佐久高速道事務所設置
11年 4月 1日	河川課と河川開発課を河川課に統合 景観室を廃止
13年 4月 1日	高速道局を高速道・北陸新幹線局に改組 中野新幹線事務所を中野建設事務所に付置
13年 5月10日	治水・利水検討室を河川課に付置
14年 4月 1日	中野新幹線事務所を北信新幹線事務所として単独設置
14年11月 1日	浅川ダム建設事務所を浅川改良事務所に改称
15年 3月31日	高速道・北陸新幹線局の業務を監理課へ移管
15年 4月 1日	筑北ダム建設事務所を廃止
15年 9月 1日	更埴建設事務所を千曲建設事務所に改称
15年 9月19日	治水・利水検討室を経営戦略局へ移管（治水・利水対策推進室へ）
16年 5月 1日	下水道課を生活環境部へ移管（水環境課生活排水対策室へ） 千曲川流域下水道建設事務所を生活環境部へ移管 木曾及び北安曇地方事務所の商工建築課を商工雇用建築課に改称
17年 4月 1日	北信新幹線事務所を中野建設事務所に付置
17年10月 1日	豊科建設事務所を安曇野建設事務所に改称
18年 4月 1日	道路維持課と道路建設課を道路課に統合 白田建設事務所を南佐久建設事務所に改称

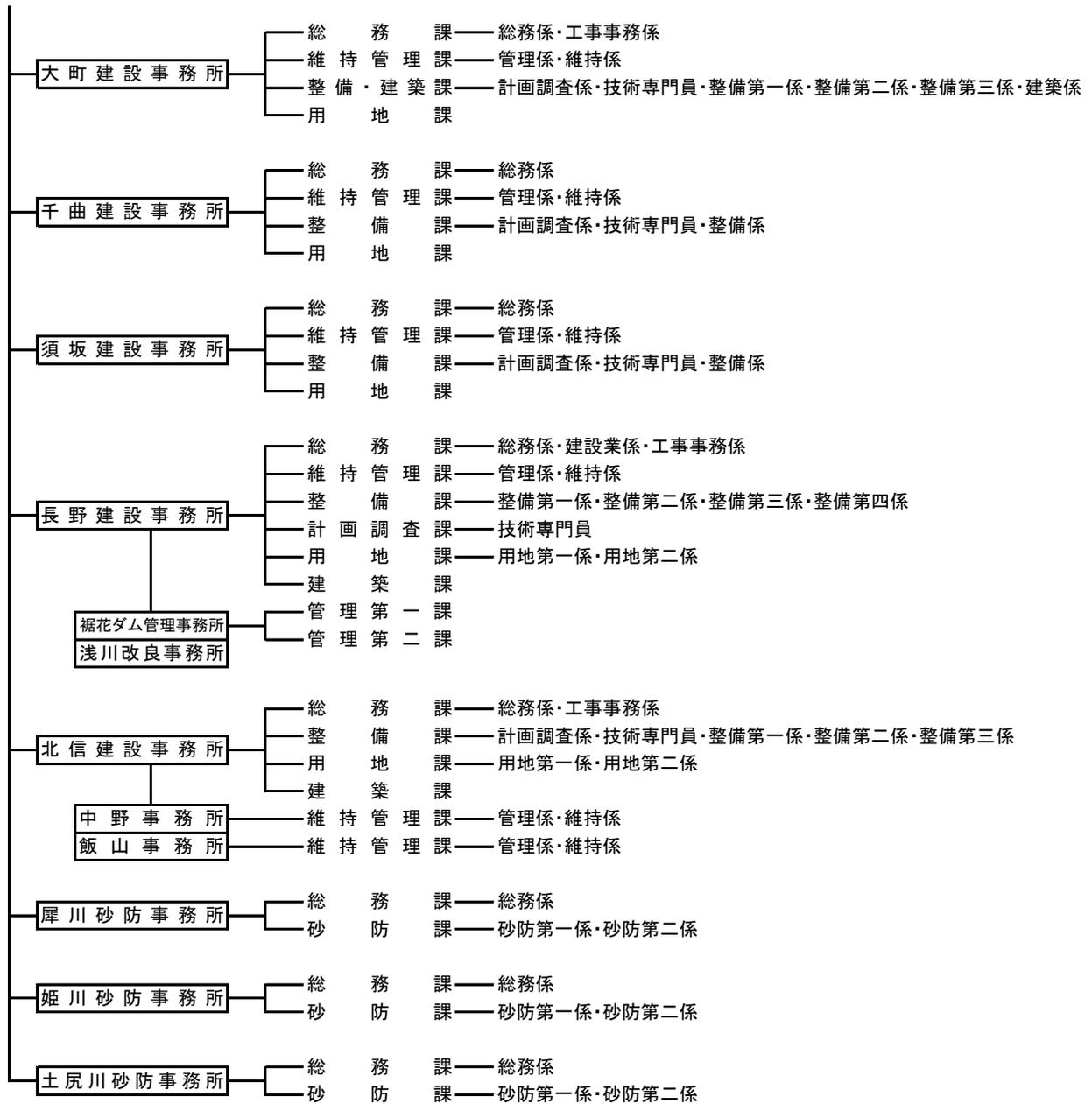
平成19年4月1日	道路課を道路管理課と道路建設課に分割
20年3月31日	北信新幹線事務所を廃止
20年4月1日	土木部と住宅部を建設部に統合
21年4月1日	南佐久建設事務所と佐久建設事務所を統合（佐久建設事務所へ） 佐久北部事務所を佐久建設事務所に付置 中野建設事務所と飯山建設事務所を統合（北信建設事務所へ） 中野事務所及び飯山事務所を北信建設事務所に付置
22年3月31日	佐久高速道事務所を廃止
24年4月1日	諏訪湖流域下水道事務所を諏訪建設事務所に付置
26年4月1日	都市計画課と建築指導課（都市開発係・景観係）を都市・まちづくり課に統合 住宅課と建築指導課（建築技術係・指導審査係）を建築住宅課に統合、公営住宅室を建築住宅課に付置
27年4月1日	犀川安曇野流域下水道事務所を安曇野建設事務所に付置
27年4月27日	リニア整備推進局を設置 リニア整備推進事務所を飯田建設事務所に付置
29年4月1日	全国都市緑化信州フェア推進室を都市・まちづくり課に付置 地方事務所建築部門を建設事務所に移管 佐久、上田、諏訪、伊那、飯田、松本、長野、北信の8建設事務所に建築課を設置 木曾、大町の2建設事務所に整備・建築課を設置
30年4月1日	飯田建設事務所に用地第一課、用地第二課を設置
31年3月1日	砂防課設置から80年経過
31年4月1日	諏訪湖流域下水道事務所、犀川安曇野流域下水道事務所を環境部へ移管
令和2年2月1日	佐久建設事務所に災害復旧課を設置
2年3月31日	全国都市緑化信州フェア推進室を廃止

建設部（本庁）行政組織図（令和2年4月1日現在）



建設部（現地機関）行政組織図（令和2年4月1日現在）





建設部現地機関管内図（令和2年4月1日現在）

建設事務所

①	佐久	建設事務所
②	上田	〃
③	諏訪	〃
④	伊那	〃
⑤	飯田	〃
⑥	下伊那南部(付置)	〃
⑦	木曾	〃
⑧	松本	〃
⑨	安曇野	〃
⑩	大町	〃
⑪	千曲	〃
⑫	須坂	〃
⑬	長野	〃
⑭	北信	〃

事務所

a	佐久北部事務所(付置)
b	中野〃(付置)
c	飯山〃(付置)



砂防事務所

Ⓐ	犀川 砂防事務所
Ⓑ	姫川 〃
Ⓒ	土尻川 〃

※網掛けは管轄区域

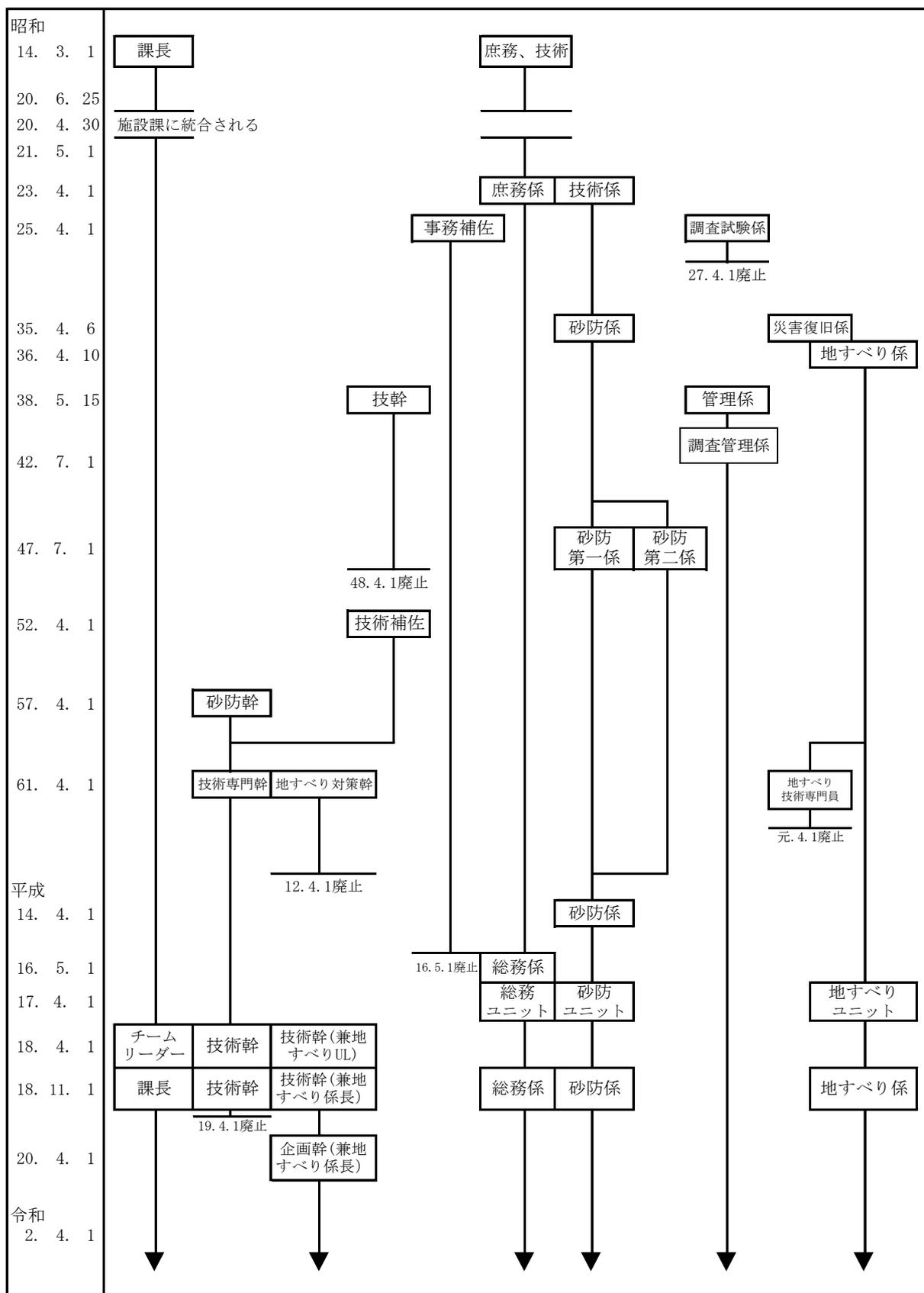
その他の現地機関

奈良井川	改良事務所(付置)
浅川	〃(付置)
松川ダム	管理事務所(付置)
裾花ダム	〃(付置)
リニア整備推進事務所	(付置)

砂防課行政組織の推移

年月日	課名	係名	職員数	摘要
昭 14. 3. 1	砂防課	庶務、技術	8人	河川課砂防係が独立
20. 6. 26	戦時施設課	砂防課廃止		施設課に統合される
20. 8. 28	施設課			
21. 5. 1	砂防課	庶務・技術	9人	砂防課再設置
23. 4. 1	〃	庶務係、技術係	14人	係制となる
25. 4. 1	〃	庶務係、技術係、調査試験係	16人	3係となる
27. 4. 1	〃	庶務係、技術係	14人	調査試験係廃止
35. 4. 6	〃	庶務係、砂防係、災害復旧係	20人	技術係が砂防係、災害復旧係となる
36. 4. 10	〃	庶務係、砂防係、地すべり係	20人	災害復旧係を地すべり係に変更
38. 5. 15	〃	庶務係、砂防係、管理係、地すべり係	19人	管理係新設、技幹設置
42. 7. 1	〃	庶務係、調査管理係、砂防係 地すべり係	19人	管理係を調査管理係に変更
47. 7. 1	〃	庶務係、調査管理係、砂防第一係、砂防第二係、地すべり係	20人	砂防係を第一、第二に変更、第二係大型ダムを担当
48. 4. 1	〃	〃	21人	技幹廃止
52. 4. 1	〃	〃	20人	技術補佐設置
57. 4. 1	〃	〃	19人	砂防幹設置
61. 4. 1	〃	〃	21人	砂防幹廃止、技術専門幹、地すべり対策幹、地すべり技術専門員を設置
平 元. 4. 1	〃	〃	18人	地すべり技術専門員廃止
12. 4. 1	〃	〃	18人	地すべり対策幹廃止
14. 4. 1	〃	庶務係、調査管理係、砂防係、地すべり係	18人	砂防第一、第二係が砂防係に統合
16. 5. 1	〃	総務係、調査管理係、砂防係、地すべり係	17人	事務補佐廃止、庶務係を総務係に変更
17. 4. 1	〃	総務ユニット、調査管理ユニット、砂防ユニット、地すべりユニット	19人	係をユニットに変更
18. 4. 1	砂防チーム	〃	18人	課をチームに変更、技術専門幹を技術幹に職名変更
18.11. 1	砂防課	総務係、調査管理係、砂防係、地すべり係	18人	チーム・ユニットを課・係に変更
19. 4. 1	〃	〃	17人	単独技術幹廃止
20. 4. 1	〃	〃	17人	技術幹を企画幹に職名変更
令 2. 4. 1	〃	〃	17人	現在に至る

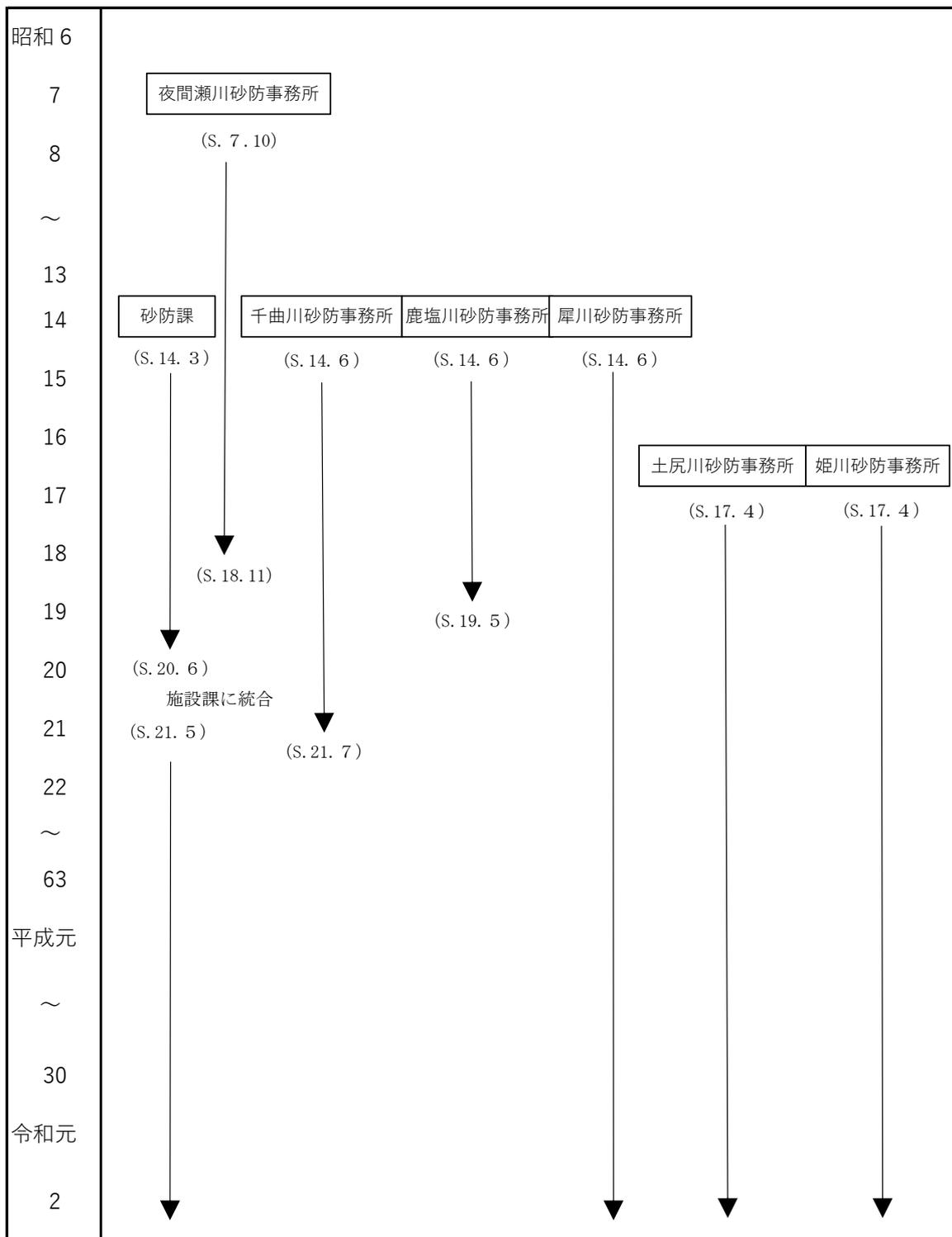
砂防課組織の変遷



長野県歴代砂防課長一覧

代	在職期間	職名	氏名	摘要
1	昭和14. 3. 1～ 15. 9. 24	土木技師・道路技師	遠藤 左五右衛門	河川課砂防係が独立
	15. 9. 25～ 16. 3. 4	土木部長兼務	杉 山 宗次郎	事務取扱い
2	16. 3. 5～ 20. 6. 24	土木技師・道路技師	和 田 嘉 六	道路課長へ
	20. 6. 25～ 21. 4. 30	施設課に統合される		
3	21. 5. 1～ 27. 3. 31	地方技官	水 野 鉦 三	再設置
	27. 4. 1～ 27. 5. 1	土木部長兼務	長久保 信 夫	事務取扱い
4	27. 5. 1～ 30. 6. 30	長野県技術吏員	矢 野 義 男	
	30. 7. 1～ 30. 8. 31	土木部長兼務	紙 谷 齊 治	事務取扱い
5	30. 9. 1～ 36. 10. 15	長野県技術吏員	木 村 三 郎	
6	36. 10. 16～ 41. 1. 31	〃	阿座上 新 語	
7	41. 2. 1～ 48. 7. 31	〃	松 林 正 義	
8	48. 8. 1～ 52. 6. 6	〃	廣 瀬 潔	
9	52. 6. 20～ 56. 7. 31	〃	関 戸 研 一	
10	56. 8. 1～ 60. 3. 31	〃	上 条 喜	
11	60. 4. 1～ 平成元. 10. 31	〃	福 井 則 八	
12	元. 11. 1～ 4. 9. 21	〃	大久保 駿	
13	4. 9. 22～ 8. 3. 31	〃	小 林 英 昭	
14	8. 4. 1～ 11. 3. 31	〃	近 藤 浩 一	
15	11. 4. 1～ 13. 3. 31	〃	坂 口 哲 夫	
16	13. 4. 1～ 16. 3. 31	〃	堀 内 成 郎	
17	16. 4. 1～ 19. 3. 31	〃	原 義 文	
18	19. 4. 1～ 21. 3. 31	〃	栗 原 淳 一	
19	21. 4. 1～ 24. 3. 31	〃	長 井 隆 幸	
20	24. 4. 1～ 27. 3. 31	〃	田 中 秀 基	
21	27. 4. 1～ 29. 3. 31	〃	蒲 原 潤 一	
22	29. 4. 1～ 31. 3. 31	〃	田 下 昌 志	
23	31. 4. 1～ 令和 現在に至る	〃	藤 本 濟	

砂防課組織の変遷



(4) 砂防事務所の推移

昭和7年、当時相次ぐ不況のため疲弊していた農山村を救済する目的で、政府が計画したいわゆる農山村振興砂防工事が県下の各流域に広く実施され、夜間瀬川は直轄から県に移管替えされた。

このため、県は昭和7年、夜間瀬川砂防事務所を下高井郡平穩村（現山ノ内町）に設置した。

その後昭和14年3月、県に砂防課が設置されたのに伴い、次のように砂防工事の密集する地域に土木出張所の外に特設砂防事務所を設置して工事の万全を期した。

ア 昭和7年10月開設

夜間瀬川砂防事務所（昭和18年11月廃止）
（下高井郡平穩村現山ノ内町）

イ 昭和14年6月開設

千曲川砂防事務所（昭和21年7月廃止）
（南佐久郡川上村）
鹿塩川砂防事務所（昭和19年5月廃止）
（下伊那郡大鹿村）
犀川砂防事務所（現存）
（北安曇郡陸郷村、現安曇野市明科）

犀川砂防事務所は、土木部長通牒により、大町土木出張所管内の犀川水系のうち、蜂ヶ沢、深見沢、八代沢、金熊川関係砂防工事一切の引継ぎを受け、昭和14年11月陸郷村小泉に事務所を開設、管内5か村（七貴村、陸郷村、広津村、八坂村、生坂村）の砂防及び地すべり対策事業を行なった。地すべり対策は一般の建設事業と異なり、主体が構造物の築造ではなく、地すべりの防止が目的であるため、自然条件の変動によって変転する地すべりの特性を常に観測しながら、工事の効果判定を含めて、長期間のきめ細かい対応に努めなければ投資効果が発揮できないものであり、さらに災害発生時には機敏に対策を講じる必要があるなど、より効果的の事業の執行を図る上から危険地帯に近接した管轄流域内の場所に事務所を設置した。その後、交通事情等の理由により、昭和38年3月、明科町（現安曇野市明科）中川手の現在の場所に新築移転した。

ウ 昭和17年4月開設

土尻川砂防事務所（現存）
（上水内郡七二会村、現長野市七二会）
姫川砂防事務所（現存）
（北安曇郡南小谷村、現小谷村）

上記土尻川・姫川砂防事務所は昭和17年3月30日長野県告示264号により、同年4月1日創立された。

土尻川砂防事務所は、上水内郡七二会村笹平地籍に

事務所が設置された。発足当時は直営の工事現場事務所を移築した30㎡程の仮建物であった。後に国道19号線に面した2階建て家屋を借用し移転した。管轄区域は上水内郡小田切村、七二会村、栄村、日里村、南小川村、北小川村、津和村、水内村の8村と更級郡信里村、更府村、日原村、信級村の4村、計12村であった。

昭和28年11月、事務所用地は七二会村が提供し、建物の費用は県、関係市町村、諸団体が負担して、七二会村瀬脇地先の現在地に新築・移転して今日に至っている。昭和44年4月には篠ノ井建設事務所が廃止され、篠ノ井地区の砂防関係業務が土尻川砂防事務所に移管され、茶臼山地すべり地を含めて管轄区域となった。昭和48年には、砂防事業に対し、全国的に水系一貫整備の方針が出され、長野県でも見直しの結果、犀川砂防事務所が管轄していた美麻村が土尻川砂防事務所の管轄となり、現在の管轄区域となった。

姫川砂防事務所は、大町土木出張所管内の一部であった佐野坂以北、神城村、北神城村、南小谷村、北小谷村及び中土村の5か村を管轄区域として発足した。現在も管轄区域は変わらず、町村合併により白馬村、小谷村の2村になっている。発足当初仮設事務所が南小谷役場内におかれ、翌18年4月に南小谷村中小谷に新築移転した。昭和39年11月、現在の小谷村千国に新築移転した。

エ 砂防事務所の耐震改修

建築後半世紀以上を経過した姫川、犀川、土尻川砂防事務所の耐震対策については、平成30年度に実施した精密耐震診断では、構造評点は0.22～0.42と倒壊の可能性は高いものの、耐震改修により一応倒壊しない1.0以上にすることが可能との結果が出ており、対策を講じることが喫緊の課題となっていた。

また、砂防事務所の安全確保、機能強化について各地域の自治体からも強い要望があった。

その後、令和元年6月補正で建築年が一番古い土尻川砂防事務所の耐震対策の詳細設計費が計上された。令和2年度には同事務所の耐震改修工事ならびに、姫川砂防事務所の耐震改修詳細設計に着手している。

	土尻川砂防事務所	姫川砂防事務所	犀川砂防事務所
概 要			
開設年度	S17年度	S17年度	S14年度
管轄区域	長野市（小田切、七二会、篠ノ井、信更町、中条、信州新町、大岡）、小川村、大田市（美麻）	白馬村、小谷村	松本市（四賀）、大田市（八坂）、安曇野市（明科）、池田町、筑北村、麻績村、生坂村
所在地	長野市七二会	小谷村	安曇野市明科
建物関係			
建 築 年月日	S28.12.24 (2階はS42年増築)	S39.10.28 (会議棟はH7年建築)	S38.3.12 (S44.45年増築)
建築面積	276.82㎡	476.01㎡	383.08㎡
延床面積	359.46㎡	555.33㎡	666.89㎡
取得原因	七二会村からの寄付	新 築	新 築
構 造	木造鉄板葺 2階建て	木造鉄板葺平屋建て	木造セメント瓦葺 2階建て